



国民健康保険加入者・後期高齢者医療被保険者の方へ

## 入院時における医療費の限度額適用制度をご存知ですか？

『限度額適用・標準負担額減額認定証』および『限度額適用認定証』を、入院時に医療機関で提示していただくと、窓口での医療費の支払いが限度額までになります。

### ●国保加入の方（70歳未満の方）

所得区分	自己負担限度額	食事代（1食あたりの負担額）
上位所得者※1	150,000円＋（総医療費－500,000円）×1%	260円
一般	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%	260円
住民税非課税世帯	35,400円	210円※2

ただし、特別の理由がなく、国保税を滞納している世帯の方には交付できません。

※1 基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯。

※2 91日以上入院の場合は160円。

### ●後期高齢者医療・国保の高齢受給者の方（70歳以上の方）

所得区分	外来＋入院費の自己負担限度額	食事代（1食あたりの負担額）
現役並み所得者※1	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%	260円
一般	44,000円	260円
住民税	区分Ⅱ	24,600円
非課税世帯	区分Ⅰ	15,000円
		210円※2
		100円

※1 課税所得145万円以上。

※2 91日以上入院の場合は160円。

### 住民税非課税世帯の区分Ⅱ・区分Ⅰについて

- ・国保加入の方  
 区分Ⅱ－世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税である世帯の方。  
 区分Ⅰ－世帯主及び被保険者全員が住民税非課税で、かつ各所得が必要経費(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる世帯の方。
- ・後期高齢者医療制度に加入の方  
 区分Ⅱ－世帯主全員が住民税非課税である世帯の方。  
 区分Ⅰ－世帯主全員が住民税非課税で、かつ各所得が必要経費(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる世帯の方。



### 更新・申請のご案内

#### ■国保加入の方

現在お持ちの認定証の有効期限は7月31日までです。現在認定証をお持ちの方で、8月以降も必要な方は更新が必要です。更新される方は、8月中旬に手続きにお越しください。

#### ■後期高齢者医療制度に加入の方

認定証の有効期限は7月31日ですが、8月以降も対象になる方については7月下旬に更新分の認定証をお送りします（更新の手続きは必要ありません）。

■新たに申請される方は、下記の物を持参の上、保険課国保・医療年金係または香北・物部各支所までお越しください。

#### 【手続きに必要なもの(更新・新規申請)】

①保険証 ②認印（国保の方で世帯主以外の方が来られる場合は世帯主と代理人の印鑑） ③旧認定証（現在お持ちの方のみ） ④過去1年間に91日以上入院された方は、その分の領収書等入院期間のわかるもの（長期入院の方は、更に減額されるため）

【問い合わせ先】 保険課国保・医療年金係 ☎53-3115

## 平成21年度国民健康保険税率が決定しました

平成21年度の国民健康保険税（以下国保税）率等の内訳が、下の表のとおり決定しました。国保税は皆さんの医療費にあてられる大切な財源です。忘れずに納めましょう。

区分	説明	基礎分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	平成20年中の所得金額－基礎控除(33万円)	6.3%	2%	2%
資産割	平成21年度の固定資産税に対する	34%	6%	6%
均等割	被保険者1人につき	21,000円	6,000円	7,000円
平等割	1世帯につき	15,000円	6,000円	6,000円
最高額	1世帯につき	47万円	12万円	10万円

- ※平成20年度から、後期高齢者支援金分を全被保険者にご負担していただくこととなっています。介護納付金分は、40歳以上65歳未満の方がいる世帯について、国保税として負担していただいています。
- ※最高額の介護納付金は9万円から10万円に増額されました。
- ※所得によっては、均等割・平等割額の7割・5割・2割を軽減する制度があります。
- ※企業の倒産・解雇により所得が全く無くなってしまったり、病気・災害等で国保税の納付が困難な場合は、ご相談ください。

## 国保税の年金からの徴収について

国保税は世帯主に課税されており、下記の①～③の条件をすべて満たす世帯主は原則として、年金より天引きとなる『特別徴収』という納付方法になっています。

＜特別徴収の対象者＞

- ①世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主(擬制世帯主は除く)
- ②年額18万円以上の年金を受給している場合
- ③介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の2分の1を超えない場合

上記の条件に該当しない方の国民健康保険税の納付は、従来どおり納付書および口座振替のいずれかの方法となっております。なお、特別徴収の額につきましては、7月中旬に発送します『平成21年度国民健康保険税の納税通知書』を確認してください。

## 国保税の納付方法の変更について

国保税について、お支払い方法が特別徴収となっている方のうち、特別徴収の中止を希望される方は、納付方法を口座振替に変更することができます。ただし、これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合がありますのでご了承ください。

※再度平成21年度に国保に加入された方で、以前口座振替をご利用していた場合には、金融機関等の口座名義に変更がないか、再度ご確認くださいませますようお願いします。

口座等の確認については、収納管理課へお問い合わせください。

【問い合わせ先】 保険課国保係 ☎58-3115  
 収納管理課 ☎53-1095

国保  
だより



©やなせたかし